



鳥取県公報

令和4年9月9日（金）
第9430号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥取県立童謡館の利用料金の一部改正（466）（文化政策課）・・・・・・・・・・ 2
	鳥取県立米子コンベンションセンターの利用料金の一部改正（467）（Ⅱ）・・・・・・・・ 2
	国土調査の成果の認証（468）（農地・水保全課）・・・・・・・・・・ 3
	指定障害児通所支援事業者の指定（469）（西部総合事務所県民福祉局）・・・・・・・・ 4
◇ 公 告	土地収用法施行令に基づく公示通知（県土総務課）・・・・・・・・・・ 4
	砂利採取業務主任者試験の実施（治山砂防課）・・・・・・・・・・ 4
◇ 調達公告	一般競争入札の実施（警察本部会計課）・・・・・・・・・・ 5

告 示

鳥取県告示第466号

令和元年鳥取県告示第322号（鳥取県立童謡館の利用料金について）により告示した利用料金の一部を改正することについて、鳥取県立童謡館の設置及び管理に関する条例（平成7年鳥取県条例第2号）第11条第2項の規定に基づき令和4年8月29日承認したので、同条第3項の規定により告示する。

令和4年9月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																		
<p>1 利用料金</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 設備使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th style="width: 70%;">金額</th> </tr> <tr> <th>設備名</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>パソコンプロジェクト</td> <td>1台1時間につき 450円</td> </tr> <tr style="border: 2px solid black;"> <td>動画制作・Web配信機器（4Kカメラ、360°カメラ、ライブプロダクションスイッチャー、ハブ・ケーブル類）</td> <td>1セット1回につき 1,890円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p>	区分	金額	設備名		略		パソコンプロジェクト	1台1時間につき 450円	動画制作・Web配信機器（4Kカメラ、360°カメラ、ライブプロダクションスイッチャー、ハブ・ケーブル類）	1セット1回につき 1,890円	<p>1 利用料金</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 設備使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th style="width: 70%;">金額</th> </tr> <tr> <th>設備名</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>パソコンプロジェクト</td> <td>1台1時間につき 450円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p>	区分	金額	設備名		略		パソコンプロジェクト	1台1時間につき 450円
区分	金額																		
設備名																			
略																			
パソコンプロジェクト	1台1時間につき 450円																		
動画制作・Web配信機器（4Kカメラ、360°カメラ、ライブプロダクションスイッチャー、ハブ・ケーブル類）	1セット1回につき 1,890円																		
区分	金額																		
設備名																			
略																			
パソコンプロジェクト	1台1時間につき 450円																		

附 則

この告示は、令和4年9月9日から施行する。

鳥取県告示第467号

令和元年鳥取県告示第323号（鳥取県立米子コンベンションセンターの利用料金について）により告示した利用料金の一部を改正することについて、鳥取県立米子コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例（平成9年鳥取県条例第16号）第11条第2項の規定に基づき令和4年8月29日承認したので、同条第3項の規定により告示する。

令和4年9月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前								
<p>1 利用料金</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 設備利用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区分</th> <th style="width: 50%;">利用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr style="border: 2px solid black;"> <td style="height: 20px;"></td> <td style="height: 20px;"></td> </tr> </tbody> </table>	区分	利用料			<p>1 利用料金</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 設備利用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区分</th> <th style="width: 50%;">利用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td style="height: 20px;"></td> </tr> </tbody> </table>	区分	利用料		
区分	利用料								
区分	利用料								

略	
映像機器	略
	BD・HDDレコーダー 1台1回につき 1,040円
略	
スクリーン (W4500H4500)	1画1回につき 520円
略	
シームレススイッチャー	1台1回につき 1,050円
動画制作・Web配信用機器(4Kカメラ、360°カメラ、ライブプロダクションスイッチャー、ハブ・ケーブル類)	1セット1回につき 1,890円
略	
備考 略	
(3) 略	
2 略	

略	
映像機器	略
	BD・HDDレコーダー 1台1回につき 1,040円
スライドTVコンバーター	1台1回につき 410円
16ミリTVコンバーター	1台1回につき 410円
略	
スクリーン (W4500H4500)	1画1回につき 520円
OHP(可搬型)	1台1回につき 950円
略	
シームレススイッチャー	1台1回につき 1,050円
略	
備考 略	
(3) 略	
2 略	

附 則

この告示は、令和4年9月9日から施行する。

鳥取県告示第468号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

令和4年9月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
米子市	令和2年度及び令和3年度	米子市(淀江町本宮の一部)の地籍図及び地籍簿	米子市淀江町本宮の一部	令和4年9月9日
八頭郡八頭町	令和元年度から令和4年度まで	八頭町(落岩の一部(20193132900))の地籍図及び地籍簿	八頭町落岩の一部	〃

鳥取県告示第469号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25の規定により次のとおり告示する。

令和4年9月9日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害児通所支援事業を行う事業所の名称	指定に係る障害児通所支援事業を行う事業所の所在地	障害児通所支援事業の種類	指定年月日
グーニーズ合同会社	境港市昭和町13-27	グーニーズUP	境港市上道町159-3	放課後等デイサービス	令和4年9月1日

公 告

土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第6条の2において準用する同令第5条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり公示による通知をする。

令和4年9月9日

鳥取県収用委員会会長 浅 井 浩 二

- 1 通知を受けるべき者の住所及び氏名
住所 鳥取市湖山町西三丁目113-19
氏名 米田 彰也
- 2 公示事項

鳥取県起業の「一級河川千代川水系ツツミ谷川砂防堰堤工事（鳥取県八頭郡八頭町岩渕字古市場地内から同町岩渕字堤谷地内まで）」に係る土地収用事件について、土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定に基づく令和4年8月23日付鳥取委第13号の通知は、住所地に当人がいないため送付することができない。よって、当該通知は、鳥取県収用委員会事務局（鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部県土総務課内）において保管し、いつでもこれを交付するので、同人は当庁に出頭の上受領されたい。

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、令和4年度の砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

令和4年9月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 試験の日時及び場所
(1) 試験の日時 令和4年11月11日（金）午前10時から
(2) 試験の場所 鳥取市東町一丁目220
鳥取県庁講堂
- 2 試験科目及び試験時間

試験科目	試験時間
ア 砂利の採取に関する法令	2 時間
イ 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）	

- 3 受験申込手続

受験願書（出願前6月以内に撮影した正面上半身像の写真（縦4センチメートル×横3センチメートルのカラー写真（コピーは不可とする。）で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）を添付すること。）及び受験票を、令和4年9月12日（月）から同月30日（金）までの各日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）に県土整備部治山砂防課、各県土整備事

務所又は各総合事務所県土整備局に提出すること。

なお、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出する場合は、令和4年9月30日（金）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付けるものとし、受験票には宛先を記入し63円切手を貼り付けること。

また、受験願書及び受験票は、県土整備部治山砂防課、各県土整備事務所及び各総合事務所県土整備局に備え付けてある所定の用紙を使用しなければならない。

4 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料 8,000円

(2) 納付方法

受験願書及び受験票を提出した際に交付され、又は返送される納付書により、納付書裏面記載の金融機関又はコンビニエンスストアにおいて現金で納付すること。また、納付後に交付される納付済証の領収日付印欄に領収印が押印されていることを確認し、これを受験願書の裏面に貼り付けること。

5 合格者の発表等

合格者の発表日等については、試験の当日に試験の会場において案内する。

6 その他

(1) 受験願書及び受験票を提出した者には、受験票に受付印を押印し、受験番号を記載して交付又は返送をする。

(2) 受験についての詳細は、次に問い合わせること。

県土整備部治山砂防課（電話0857-26-7384）

鳥取県土整備事務所（電話0857-20-3641）

八頭県土整備事務所（電話0858-72-3862）

中部総合事務所県土整備局（電話0858-23-3217）

西部総合事務所米子県土整備局（電話0859-31-9711）

西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局（電話0859-72-2047）

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年9月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

新運転者管理システム端末等賃貸借及び保守業務 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 納入場所

入札説明書による。

(4) 契約期間等

ア 契約期間

契約締結日から令和10年3月31日（金）まで

イ 借入物品の納入期限

令和5年3月28日（火）

ウ 借入物品の賃貸借及び保守期間

令和5年4月1日（土）から令和10年3月31日（金）まで（60月）

(5) 入札書の記載方法等

入札書に記載する金額は、次に掲げる費用の合計額を(4)のウの期間（60月）で月割りした1月当たりの単価（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）に、課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）とし、併せて内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

ア 調達案件に係る機器の設定、搬入、設置及び調整に要する費用

イ 借入物品に係る(4)のウの期間における賃貸借料（仕様書に定める調達範囲一式の総額、賃貸借期間満了後における借入物品の撤去費、処分費その他の費用を含む。）及び保守料の総額

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業で次の(1)に掲げる要件を全て満たすもの又は第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした2者で次の(2)に掲げる要件を全て満たすものの代表である者とする。

(1) 単独企業に関する要件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

ウ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（競争入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

エ 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が情報処理サービスのシステム等開発・改良及びシステム等管理運営に登録され、かつ、事務用機器のパソコン類に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和4年9月16日（金）正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

オ 1の(2)の業務を履行できる者であること。

カ (2)の第三者賃貸方式により入札に参加する者でないこと。

キ 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

(2) 第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした2者に関する要件

ア 2者それぞれが(1)のア、イ、ウ、オ及びキの要件を全て満たしていること。

イ 2者のうちの代表である者が競争入札参加資格を有するとともに、その業種区分が情報処理サービスのシステム等開発・改良及びシステム等管理運営に登録されており、他の1者が競争入札参加資格を有するとともに、その業種区分が事務用機器のパソコン類に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を令和4年9月16日（金）正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

ウ 本件入札において他の者との第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした2者のうちの1者でないこ

と。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課庶務集中室契約係

電話 0857-23-0110 (代)

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で令和4年9月9日(金)から同月15日(木)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に(1)の担当部局へ電話により請求すること。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年10月20日(木)午後2時(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月19日(水)午後5時とする。)

イ 場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部入札室(鳥取県警察本部庁舎2階)

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、初回は、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

なお、第2回以降の入札書の提出がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に令和4年9月30日(金)午後5時までに持参し、又は郵便等により送付し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除とする。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として入札書に記載した1月当たりの単価に60を乗じて得た額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号)第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻
日本語、日本国通貨及び日本標準時
- (2) 入札の無効
2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。
- (3) 入札への参加に係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- (4) 契約書作成の要否
要
- (5) 落札者の決定方法
この公告に示した業務を確実に履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。
- (6) 手続における交渉の有無
無
- (7) その他
詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased: Personal computer, integrated virtualization server etc. Hardware, maintenance, and documents, 1 set
- (2) September 30, 2022 5:00 PM: Time-limit for submission of documents for qualification confirmation
- (3) October 20, 2022 2:00 PM: Time-limit for submission of tenders
October 19, 2022 5:00 PM: Time-limit for submission of tenders by registered mail
- (4) Contact Point for the notice: Accounting Division, Tottori Prefectural Police Headquarter 1
-271 Higashi-machi, Tottori-shi, Tottori 680-8520 Japan
TEL 0857-23-0110